

申請締切日は毎月5日です

## 農地法第3条申請の手引き (令和5年9月～)

奥州市農業委員会事務局

農地（田、畑）を農地として利用する目的での売買、贈与又は貸借等をするときには、農地法の規定による許可が必要となります。許可を受けないでした行為は、その効力を生じません。

### 1 農地法第3条申請にあたって

農地について、所有権移転する場合や貸借等により使用収益を目的とする権利を設定又は移転する場合には、農地法第3条の規定により農業委員会の許可が必要です。

許可するにあたっての主な判断基準は次のとおりです。権利を取得する人はこの要件すべてを満たす必要があります。「継続的な耕作ができない」「農地転用を考えている」などの場合は許可することができませんので、ご注意願います。

※農地転用をご検討されている場合には、農地法第4条、第5条の申請手続きとなります。

- 申請農地についての許可を受け権利取得後に、
  - ・自作の農地や借りている農地すべてについて、効率的に利用して耕作すること。
  - ・農業経営に必要な農作業に常時従事すること。
  - ・地域における農地等の農業上の効率的・総合的利用の確保に支障が生ずるおそれがないこと。
- 法人による所有権取得の場合は、農地所有適格法人であること。

### 2 手続の相談、申請の窓口

申請する農地がある地域の農業委員会事務局（本庁又は分室）が窓口となり、相談や申請受付をしています。

許可申請するときは、譲渡（貸）人と譲受（借）人の両者が申請書に所定の書類を添付して、窓口へ提出してください。

※書類の記入漏れ、添付書類の不足等がある場合には受付できませんので、日程に余裕を持って申請願います。

※やむを得ない事情により申請者自らが直接申請できない場合には、行政書士の資格を有する人か、もう一方の申請者に委任状により委任して申請してください。

#### 申請の問い合わせ、受付窓口

農地がある地域の農業委員会事務局までお願いします。

奥州市農業委員会事務局

- ・水沢地域： 本庁 0197-34-1754
- ・江刺地域： 江刺分室 0197-34-1624
- ・前沢地域： 前沢分室 0197-34-0264
- ・胆沢地域： 胆沢分室 0197-34-0314
- ・衣川地域： 衣川分室 0197-34-2363

### 3 申請から許可までの流れ

申請から許可までは約1か月かかりますので、早めの手続きをお願いします。

申請から許可指令書の交付まで	日 程
1. 申請締切日	毎月5日（休日の場合、前の業務日）
2. 総会（申請の可否の決定）	同月25日（休日の場合、前の業務日）
3. 許可指令書の交付	総会で決定後

#### 4 申請に必要な書類

**【所有権移転の場合】**（令和5年9月から）

譲受人に、国籍等確認のため、本籍地の記載された住民票の写し、在留カード、在留資格認定証明書などの提示を求める場合があります。ご留意願います。

申請内容によって必要な書類が異なってきますので、ご注意願います。

また、特段の事情がある場合には下記以外の書類を提出していただくことがありますので、詳しくは農業委員会にお尋ねください。

※添付書類は3か月以内に発行されたものでお願いします。

※法人の場合の必要な書類については、農業委員会にお尋ねください。

	提出書類	部数	説明	備考(書類交付先)
1	農地法第3条の規定による許可申請書[様式第1号]	3部	譲受(借)人が個人の場合は様式第1号アです。	
2	農地法第3条の規定による許可申請書(別添)[様式第2号]	1部		
3	申請農地の登記事項証明書	1部	全部事項証明書に限ります。	法務局
4	賃貸借(又は使用貸借)契約書	3部	賃貸借(又は使用貸借)の場合	
5	耕作している農地がある市町村の農業委員会からの耕作証明書	1部	譲受(借)人が他市町村に耕作地がある場合	農地がある市町村の農業委員会
6	住民票抄本	1部	譲渡(貸)人が市外居住者の場合	住所地の住民票担当課
7	住民票謄本 (本籍地の記載があるもの)	1部	譲受(借)人が市外居住者の場合	住所地の住民票担当課
8	固定資産証明書	1部	生前一括贈与等の申請の場合	税務課
9	営農計画書	1部	新規就農者、譲受(借)人が市外居住者などの場合	
10	・委任状(委任者は実印で押印) ・委任者の印鑑登録証明書	1部	やむを得ず当事者以外の方が窓口に来る場合	印鑑登録証明書 : 市民課
	その他 農業委員会が必要と認める書類	1部		

#### 5 申請書記入の際の注意事項

(1) 「現住所」欄と「氏名」欄は、住民票に記載のとおり省略せずに記入してください。特に所有権移転の時には省略しないでください。

例) 渡辺 → 渡邊、100の1 → 100番地1

(2) 「所在地番」欄には、奥州市から字・地番を全部事項証明書のとおり記入してください。所有権移転の場合には、所在地番の訂正ができませんので注意して記入してください。

(3) 「2 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容」には、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。